

国立大学法人東京外国語大学年俸制 業績評価委員会細則

〔平成28年 3月22日〕
規則 第 8 号

改正 平成31年 3月19日規則第23号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学年俸制業績評価に関する規程（平成28年規則第6号。以下「年俸制業績評価規程」という。）第6条の規定に基づき、年俸制業績評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 常勤の理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 一次評価を行う部局長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、学長が指名する。

(会議)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員に係る評価を行う場合は、当該委員はその評価に加わることはできない。

(委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学における業績評価基準に関すること。
- (2) 年俸制職員の業績評価に関すること。
- (3) 業績評価結果に対する不服申立てに関すること。
- (4) その他全学の業績評価に関すること。

2 前項第2号及び第3号の審議結果については、速やかに学長へ報告するものとする。

3 年俸制職員から業績評価の結果に対して不服の申立てがあった場合は、速やかに委員会を開催し、審議を行うものとする。

4 委員会は、不服申立ての審議を行うときは、不服申立人及び関係者に事情聴取及び資料提出を求めることができる。

5 委員会は、必要と判断した場合は、学外の有識者の意見を求めることができる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、人事労務課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年3月22日より施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日より施行する。